

防火設備の構造方法を定める件

(平成12年建設省告示第1360号 改正：平成31年3月29日・告示第470号)

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第九号の二のの規定に基づき、防火設備の構造方法を次のように定める。

第1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第109条の2に定める技術的基準に適合する防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。

- 1 建築基準法施行令第114条第5項において読み替えて準用する同令第112条第15項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたもの
- 2 鉄材又は鋼材で造られたもので、鉄板又は鋼板の厚さが0.8ミリメートル以上のもの（網入りガラス（網入りガラスを用いた複層ガラスを含む。第5号において同じ。）を用いたものを含む。）
- 3 鉄骨コンクリート又は鉄筋コンクリートで造られたもの
- 4 土蔵造のもの
- 5 枠を鉄材又は鋼材で造り、かつ、次のイ又はロのいずれかに該当する構造としたもの
 - イ 網入りガラスを用いたもの
 - ロ 次に掲げる基準に適合するもの
 - (1) はめごろし戸であること。
 - (2) 次のいずれかに該当するガラスが用いられたものであること。
 - (i) 耐熱強化ガラス（厚さが6.5ミリメートル以上であり、かつ、エッジ強度が250メガパスカル以上であるものに限る。以下この号において同じ。）
 - (ii) 耐熱結晶化ガラス（主たる構成物質が二酸化けい素、酸化アルミニウム及び酸化リチウムであるガラスをいい、厚さが5ミリメートル以上であり、かつ、線膨張係数が摂氏30度から摂氏750度までの範囲において、1度につき0プラスマイナス0.0000005であるものに限る。以下同じ。）
 - (iii) 複層ガラス（屋外側のガラスが耐熱強化ガラス又は耐熱結晶化ガラスであり、かつ、屋内側のガラスが低放射ガラス（厚さが5ミリメートル以上であり、かつ、垂直放射率が0.03以上0.07以下であるものに限る。以下同じ。）であるものに限る。以下この号において同じ。）
 - (3) 次に掲げるガラスの種類（複層ガラスにあっては、屋外側のガラスの種類）に応じてそれぞれ次に定める開口部に取り付けられたものであること。
 - (i) 耐熱強化ガラス 幅が700ミリメートル以上1,200ミリメートル以下で高さが850ミリメートル以上2,400ミリメートル以下のもの
 - (ii) 耐熱結晶化ガラス 幅が1,000ミリメートル以上1,200ミリメートル以下で高さが1,600ミリメートル以上2,400ミリメートル以下のもの
 - (4) 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠に取り付けられたものであること。

- (i) ガラスを鉄材又は鋼材で造られた厚さが 3 ミリメートル以上の取付部材（ガラスを枠に取り付けるために設置される部材をいう。以下同じ。）により枠に堅固に取り付けること。
 - (ii) 取付部材を鋼材で造られたねじにより枠に 250 ミリメートル以下の間隔で固定すること。
 - (iii) ガラスの下にセッティングブロック（鋼材又はけい酸カルシウム板で造られたものに限る。以下同じ。）を設置すること。
 - (iv) ガラスの取付部分に含まれる部分の長さ（以下「かかり代長さ」という。）を次に掲げるガラスの種類に応じてそれぞれ次に定める数値以上とすること。
 - (一) 耐熱強化ガラス又は耐熱結晶化ガラス 7 ミリメートル
 - (二) 複層ガラス 13 ミリメートル
 - (5) 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないように、取付部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたって設置すること。
 - (i) シーリング材又はグレイジングガスケットで、難燃性を有するもの（シリコン製であるものに限る。）
 - (ii) 加熱により膨張する部材（黒鉛を含有するエポキシ樹脂で造られたものに限る。以下「加熱膨張材」という。）
- 6 枠の屋外側の部分をアルミニウム合金材で、屋内側の部分をアルミニウム合金材又は樹脂（無可塑ポリ塩化ビニルに限る。次号において同じ。）で造り、かつ、次に掲げる基準に適合するもの
- イ はめごろし戸であること。
 - ロ 次のいずれかに該当するガラスが用いられたものであること
 - (1) 網入りガラス
 - (2) 耐熱結晶化ガラス
 - (3) 複層ガラス（屋外側のガラスが網入りガラス又は耐熱結晶化ガラスであり、かつ、屋内側のガラスが低放射ガラスであるものに限る。以下この号において同じ。）
 - ハ 次に掲げるガラスの種類（複層ガラスにあっては、屋外側のガラスの種類）に応じてそれぞれ次に定める開口部に取り付けられたものであること。
 - (1) 網入りガラス 幅が 800 ミリメートル以下で高さが 2,250 ミリメートル以下のもの
 - (2) 耐熱結晶化ガラス 幅が 780 ミリメートル以上 920 ミリメートル以下で高さが 1,100 ミリメートル以上 1,890 ミリメートル以下のもの
 - ニ 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠に取り付けられたものであること。
 - (1) ガラスをアルミニウム合金材又は鋼材で造られた厚さが 1 ミリメートル以上の取付部材より枠に堅固に取り付けること。
 - (2) 取付部材が鋼材で造られたものである場合にあっては、取付部材を鋼材で造られたねじによりアルミニウム合金材で造られた縦枠に 350 ミリメートル以下の間隔で

1,100 ミリメートルにつき 3 箇所以上固定すること。

(3) ガラスの下にセッティングブロックを設けること。

(4) かかり代長さを、取付部材がアルミニウム合金材で造られたものである場合にあっては次に掲げるガラスの種類に応じてそれぞれ次に定める数値以上、鋼材で造られたものである場合にあっては 2 ミリメートル以上とすること。

(i) 網入りガラス又は耐熱結晶化ガラス 7 ミリメートル

(ii) 複層ガラス 12 ミリメートル

ホ 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないように、取付部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたって設置すること。

(1) シーリング材（取付部材がアルミニウム合金材で造られたものである場合に限る。）又はグレイジングガスケットで、難燃性を有するもの（塩化ビニル製又はシリコン製であるものに限る。）

(2) 加熱膨張材

7 枠を樹脂で造り、かつ、次に掲げる基準に適合するもの

イ はめごろし戸であること。

ロ 複層ガラス（屋外側のガラスが網入りガラスであり、かつ、屋内側のガラスが低放射ガラスであるものに限る。次号において同じ。）が用いられたものであること。

ハ 幅が 800 ミリメートル以下で高さが 1,400 ミリメートル以下の開口部に取り付けられたものであること。

ニ 枠の内部に補強材（鉄材又は鋼材で造られたものであって、厚さが 1.6 ミリメートル以上であるものに限る。以下この号において同じ。）を設置し、かつ、枠及び補強材を開口部に固定すること。

ホ 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠に取り付けられたものであること。

(1) ガラスを鋼材で造られた厚さが 1 ミリメートル以上の取付部材により枠の内部の補強材に堅固に取り付けること。

(2) 取付部材を樹脂で造られた通し材で覆うこと。

(3) 取付部材を鋼材で造られたねじにより枠の内部の補強材に 200 ミリメートル以下の間隔で固定すること。

(4) ガラスの下にセッティングブロックを設けること。

(5) かかり代長さを 11 ミリメートル以上とすること。

ヘ 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないように、取付部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたって設置すること。

(1) グレイジングガスケットで難燃性を有するもの（塩化ビニル製又はシリコン製であるものに限る。）

(2) 加熱膨張材

- 8 枠（見付寸法が 40 ミリメートル以上であり、かつ、見込寸法が 70 ミリメートル以上であるものに限る。）を木材（気乾比重が 0.45 以上であるものに限る。以下この号において同じ。）で造り、かつ、次に掲げる基準に適合するもの
- イ はめごろし戸であること。
 - ロ 複層ガラスが用いられたものであること。
 - ハ 幅が 1,050 ミリメートル以下で高さが 1,550 ミリメートル以下の開口部に取り付けられたものであること。
 - ニ 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠に取り付けられたものであること。
 - (1) ガラスを鋼材で造られた厚さが 1 ミリメートル以上の取付部材により枠に堅固に取り付けること。
 - (2) 取付部材を木材で造られた通し材で覆うこと。
 - (3) 取付部材を鋼材で造られた埋込長さが 32 ミリメートル以上のねじにより枠に 150 ミリメートル以下の間隔で固定すること。
 - (4) ガラスの下にセッティングブロックを設けること。
 - (5) かかり代長さを 13 ミリメートル以上とすること。
 - ホ 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないように、取付部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたって設置すること。
 - (1) グレイジングガセットで難燃性を有するもの（塩化ビニル製又はシリコン製であるものに限る。）
 - (2) 加熱膨張材
- 9 骨組みを防火塗料を塗布した木材で造り、かつ、屋内面に厚さが 1.2 センチメートル以上の木毛セメント板又は厚さが 0.9 センチメートル以上のせっこうボードを張り、屋外面に亜鉛鉄板を張ったもの
- 10 開口面積が 0.5 平方メートル以内の開口部に設ける戸で、防火塗料を塗布した木材及び網入りガラスで造られたもの

第2 第1第2号、第5号又は第6号（枠の屋内側の部分をアルミニウム合金材で造ったものに限る。）のいずれかに該当する防火設備は、周囲の部分（当該防火設備から屋内側に 15 センチメートル以内の間に設けられた建具（回り縁、窓台その他これらに類する部分を含む。）がある場合には、当該建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けなければならない。

第3 防火戸が枠又は他の防火設備と接する部分は、相じゃくりとし、又は定規縁若しくは戸当りを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、防火設備の取付金物は、当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けなければならない。